

放流先がない場合の浄化槽放流水の処理装置概要書

設置者			
設置場所			
処理装置の名称	敷地内処理装置 PJS 型		
処理能力	処理水量	1	m3/日
	処理水質	BOD	20 mg/L
	処理面積	6.72	m2
設置場所付近の状況 (処理施設と他の施設等の外周間との距離)	隣地境界	1	m以上
	建築物	1	m以上
	井戸	5	m以上
製造者 (販売者)	住所	宇都宮市上戸祭4-10-36	
	氏名	日光レジン工業株式会社	
施工業者	住所		
	氏名		
浄化槽の概要	人槽及び日平均汚水量	5 人槽	1 m3/日
	処理水水質	BOD	20 mg/L

設置に関する誓約書

私達は、 _____ に設置する

敷地内処理装置「PJS」型について、製造、施工に起因するかしによつて正常な機能が確保されなかつた場合は、その責任を負うとともに県の行政指導に従うことを誓約します。

年 月 日

建築主事

様

保健所長

設置者 住所 _____
氏名 _____ 印

製造者 住所 栃木県宇都宮市上戸祭4丁目10番36号
(販売者) 氏名 日光レジン工業株式会社 _____ 印



施工者 住所 _____
氏名 _____ 印

〈注〉確認申請の場合は建築主事あて、設置届出の場合は保健所長あてとすること。

維持管理に関する誓約書

私は、 _____ に設置する
敷地内処理装置「PJS」型について維持管理を適正に行うとともに、環境衛生上支障が生じた
場合は速やかに改善することを誓約します。

年 月 日

建築主事

様

保健所長

設置者 住所
氏名

印

〈注1〉維持管理契約書の写しを添付すること。

〈注2〉確認申請の場合は建築主事あて、設置届出の場合は保健所長あてとすること。

宮水生第320-1号

平成23年 9月14日

日光レジン工業株式会社

代表取締役 吉澤 行雄 様

宇都宮市上下水道事業管理者 津田 利幸



浄化槽放流水の敷地内処理装置の審査結果について（通知）

標記の件について、下記の事項に関し、宇都宮市浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準に基づき審査した結果、各基準要件に定める構造に合致するものと認められましたので、通知します。

記

1. 製造者名 日光レジン工業株式会社
2. 敷地内処理装置 敷地内処理装置「PJS」型（合併5人～50人槽）

なお、装置の設置にあたっては、宇都宮市浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準を遵守するとともに、以下の事項に留意すること。

- ① 浄化槽放流水の放流先がない場合等、やむを得ない場合に限ること。
- ② 工事施工にあたっては、土壌及び地下水の状況を十分調査した上で施工すること。
- ③ 維持管理体制を整え、適正な維持管理を実施すること。
- ④ 原則として、上部が駐車場となる場所に設置しないこと。

<連絡先>

宇都宮市上下水道局 生活排水課 生活排水グループ

担当：三浦，黒崎

住 所：〒320-8543 宇都宮市河原町1-41

T E L : 028-633-2001 F A X : 028-633-3394

E-mail : u76004200@city.utsunomiya.tochigi.jp

地下水位・土質調査書

氏名

住所

印

1. 地下水位の確認(地下水位を確認したレベルにチェックをいれる)・1ヶ所

Check	地下水位	検討条件
	装置下部より 1,000mm以内	ポンプアップ・盛土等を施すことにより施工可能
	装置下部より 1,000mm以深	問題なし

2. 土質調査

土質	ユニットタイプ		地下水位	設置条件
	PJ- 型	PJS- 型		
細砂混じりのローム層	○	○	No. 1 設計・設置概要 1. のト) の項に準拠	処理施設との設置可能範囲の厳守
ローム層	○	○		
シルト混じりのローム層	○	○		
粘土混じりのシルト層	×	×	設置不可	崩落の恐れのある地域 設置不可

地下水位は PJ-5,7型 G.L-2800mm以深とする。PJ-10型 G.L-3000mm以深とする。

地下水位は PJS-5,7型 G.L-2600mm以深とする。PJS-10型 G.L-2800mm以深とする。

装置下部より1,000mm以上確保出来ない場合、ポンプアップ・盛土等の処理を施して装置下部より1,000mm以上を確保できれば施工可能です。

蒸発拡散方式による処理ができる土地

第6 蒸発拡散装置を設置し、放流水を蒸発拡散処理する事が出来る土地の条件

	設置条件	設置現場状況
一	盛土地盤においては、盛土後1年以上経過していること。	
二	地下水位は、地盤面下1.5mより低く、かつ、装置の底面より1m以上低いこと。	
三	土壌が砂質や礫でないこと。	
四	飲用に供する井戸までの水平距離が5m以上であること。	
五	蒸発拡散処理装置の端から周囲の建築物等までの水平距離は次のとおりとする。	/
イ	建築物まで 1m以上	
ロ	隣地境界まで 1m以上	
ハ	擁壁上部まで 1.5m以上	
ニ	擁壁下部まで 1m以上	
ホ	がけの上端まで 1.5m以上 (ただし、傾斜が45度を超えるがけにあっては、がけの下端から45度の線が上部地表面と交わる所まで1.5m以上)	
ヘ	がけの下端まで 1.5m以上	
六	日照、通風が良好であり、かつ、雨水等が流入するおそれのない平坦な場所であること。	
七	車両の通行や定常的な歩行によって踏み固められるおそれのない場所であること。	